

事務連絡
令和5年4月24日

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕
衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについては、「ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」(令和5年2月10日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡。以下「令和5年2月10日付け事務連絡」という。)で周知しているところですが、ファイザー社ワクチン(5～11歳用、1価:起源株)の取扱いについての留意事項がありますので、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンの有効期限を取り扱っていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、これに伴い、令和5年2月10日付け事務連絡は廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守したワクチンに適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 有効期間の設定について

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間

保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

これらの手続きを経て、令和5年4月24日現在、ファイザー社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)・ファイザー社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)・ファイザー社ワクチン(5～11歳用、1価:起源株)・ファイザー社ワクチン(5～11歳用、2価:起源株/オミクロン株)・ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)の有効期間は18か月となっております。

ファイザー社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)・ファイザー社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)・ファイザー社ワクチン(5～11歳用、1価:起源株)・ファイザー社ワクチン(5～11歳用、2価:起源株/オミクロン株)・ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)に関しては、今後配送されるワクチンも含めて、有効期間が6か月、9か月または12か月であるという前提で有効期限が印字されているため、新しい有効期限は印字されている有効期限より長い18か月を有効期限として、取り扱って頂きますようお願いいたします。

2 有効期間の延長及び取扱いについて

有効期間が延長された後は、延長された有効期限に基づき、各ワクチンについて、下記2-1から2-4のとおり、取り扱って頂きますようお願いいたします。

2-1 ファイザー社ワクチン(12歳以上用)

(1) 有効期間の変更について

今般、ファイザー社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)、ファイザー社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)の有効期間は、以下のとおり延長されています。

ワクチン/変更日	令和3年(2021年) 9月10日	令和4年(2022年) 4月22日	令和4年(2022年) 8月19日	令和4年(2022年) 12月15日	令和5年(2023年) 1月25日
12歳以上用、 1価:起源株の有 効期間	6か月→9か月	9か月→12か月	12か月→15か月	—	15か月→18か月
12歳以上用、 2価:起源株/オミク ロン株の有効期間	—	—	—	12か月→18か月	—

(2) 見分け方及び取扱いについて(別添1及び4参照)

① ファイザー社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)のうち、別添1にあるロットNoのバイ

アルについては、有効期間が6か月または9か月であるという前提で印字されているものです。そのため、別添1を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとして、取り扱って頂きますようお願いいたします。

なお、これらのうち、有効期間が6ヶ月であるという前提で印字されているバイアルについては、ワクチンシールについても有効期限が記載されているところです。そのため、被接種者に対して有効期限切れのワクチンを接種された等の不安を与えることがないよう、適切に情報提供していただくようお願いいたします。

- ② ファイザー社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)のうち、別添4にあるロット No のバイアルについては、有効期間が12か月であるという前提で印字されているものです。そのため、別添4を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとして、取り扱って頂きますようお願いいたします。

なお、ファイザー社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)に関しては、ワクチンシールに有効期限の記載はありません。

2-2 ファイザー社ワクチン(5~11歳用)

(1) 有効期間の変更について

今般、ファイザー社ワクチン(5~11歳用、1価:起源株)、ファイザー社ワクチン(5~11歳用、2価:起源株/オミクロン株)の有効期間は、以下のとおり延長されています。

ワクチン/変更日	令和4年(2022年)4月22日	令和4年(2022年)12月15日
ファイザー社ワクチン(5~11歳用、1価:起源株)の有効期間	9か月→12か月	12か月→18か月
ファイザー社ワクチン(5~11歳用、2価:起源株/オミクロン株)の有効期間		12か月→18か月

(2) 見分け方及び取扱いについて(別添2及び3参照)

- ① ファイザー社ワクチン(5~11歳用、1価:起源株)のうち、別添2にあるロット No のバイアルについては、有効期間が6か月または9か月という前提で有効期限が印字されているものです。そのため、別添2を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとして、取り扱って頂きますようお願いいたします。

なお、ファイザー社ワクチン(5~11歳用、1価:起源株)に関しては、ワクチンシールに

有効期限の記載はありません。

また、現在、ファイザー社ワクチン(5～11 歳用、1価:起源株)について、ファイザー社から有効期限延長に向けた安定性試験を継続して実施している旨の報告を受けています。有効期限が本年4月末(ロット番号:「FN5988」)、本年5月末(ロット番号:「FP0362」及び「FR4267」)並びに本年6月末(ロット番号:FW5101)となっている未使用のファイザー社ワクチン(5～11 歳用、1価:起源株)については、事務連絡等で改めて連絡するまでの間は有効期限を迎えても当該ワクチンを廃棄することなく、引き続き-90℃から-60℃の温度帯で適切に保管し、有効期間が延長された場合には、それを再び活用できるようにしてください。ロット番号を確認の上、他の使用可能なワクチンと区別して、有効期限が延長されるまでは接種に使用されないようにし、有効期限内の小児用ワクチンと同様の貯法で保管してください。なお、再凍結はできません。

② ファイザー社ワクチン(5～11 歳用、2価:起源株/オミクロン株)のうち、別添3にあるロットNo.のバイアルについては、有効期間が12か月という前提で有効期限が印字されているものです。そのため、別添3を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとして、取り扱って頂きますようお願いいたします。

なお、ファイザー社ワクチン(5～11 歳用、2価:起源株/オミクロン株)に関しては、ワクチンシールに有効期限の記載はありません。

2-3 ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)

(1)有効期間の変更について

今般、ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)の有効期間は、以下のとおり延長されています。

ワクチン/変更日	令和4年(2022年) 12月15日
ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)の有効期間	12か月→18か月

(2)見分け方及び取扱いについて(別添5参照)

ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)のうち、別添5にあるロット No. のバイアルについては、有効期間が12か月という前提で有効期限が印字されているものです。そのため、別添5を参考に、新しい有効期限は印字されている有効期限より長いものとし

て、取り扱って頂きますようお願いいたします。

なお、ファイザー社ワクチン(6か月～4歳用、1価:起源株)に関しては、ワクチンシールに有効期限の記載はありません。

2-4 モデルナ社ワクチン

令和5年2月11日をもって、モデルナ社ワクチン(12歳以上用、1価:起源株)は、すべて有効期限が到来しています。

※ なお、モデルナ社ワクチン(12歳以上用、2価:起源株/オミクロン株)については、引き続き接種を継続しており、その有効期限については下記のモデルナ社HPに掲載されています。

<https://modernacovid19global.com/ja-jp/vial-lookup>

3 有効期限の短いバイアルの優先使用について

ワクチンの有効活用の観点から、有効期限の短いバイアルから使用していただくよう改めてお願いいたします。

ファイザー社ワクチン（12歳以上用、1価：起源株）の有効期限について

（令和5年4月24日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添1）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（12歳以上用、1価：起源株）については、-90℃～-60℃で保存する場合の有効期間が、令和5年（2023年）1月25日に15か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が6か月または9か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差つかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間6か月のロット一覧】

（令和5年4月24日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差つかえない期限 (有効期間18か月を前提)
EP2163	2021/5/31	2022/5/31
EP9605	2021/6/30	2022/6/30
ER2659	2021/6/30	2022/6/30
ER7449	2021/6/30	2022/6/30
ET3674	2021/7/31	2022/7/31
ER9480	2021/7/31	2022/7/31
ET9096	2021/7/31	2022/7/31
EW4811	2021/7/31	2022/7/31
EX3617	2021/8/31	2022/8/31
EY2173	2021/8/31	2022/8/31
EY4834	2021/8/31	2022/8/31
EY0779	2021/8/31	2022/8/31
FA2453	2021/8/31	2022/8/31
EY5420	2021/8/31	2022/8/31
EX6564	2021/8/31	2022/8/31
FA5829	2021/8/31	2022/8/31
FA5715	2021/8/31	2022/8/31
FA4597	2021/8/31	2022/8/31
EY5422	2021/8/31	2022/8/31
EY5423	2021/8/31	2022/8/31
EY3860	2021/8/31	2022/8/31

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FA7338	2021/9/30	2022/9/30
FA7812	2021/9/30	2022/9/30
FC3661	2021/9/30	2022/9/30
FA5765	2021/9/30	2022/9/30
FC8736	2021/9/30	2022/9/30
FC5947	2021/9/30	2022/9/30
FD0889	2021/9/30	2022/9/30
FC5295	2021/9/30	2022/9/30
EW0201	2021/9/30	2022/9/30
EW0203	2021/9/30	2022/9/30
EW0207	2021/9/30	2022/9/30
EY0573	2021/9/30	2022/9/30
FC9880	2021/9/30	2022/9/30
FC9909	2021/9/30	2022/9/30
FC9873	2021/9/30	2022/9/30
EY0572	2021/10/31	2022/10/31
EY0583	2021/10/31	2022/10/31
FD0348	2021/10/31	2022/10/31
FF0843	2021/10/31	2022/10/31
FD1945	2021/10/31	2022/10/31
FF4204	2021/10/31	2022/10/31
FE8206	2021/10/31	2022/10/31
FD0349	2021/10/31	2022/10/31
FE8162	2021/11/30	2022/11/30
FF3622	2021/11/30	2022/11/30
FF2782	2021/11/30	2022/11/30
FF3620	2021/11/30	2022/11/30
FG0978	2021/11/30	2022/11/30
FF9942	2021/11/30	2022/11/30
FF5357	2021/11/30	2022/11/30
FF9944	2021/11/30	2022/11/30
FH0151	2021/12/31	2022/12/31
FF2018	2021/12/31	2022/12/31
FH3023	2021/12/31	2022/12/31
FJ5790	2021/12/31	2022/12/31
FJ7489	2022/1/31	2023/1/31
FJ1763	2022/1/31	2023/1/31
FK0108	2022/1/31	2023/1/31
FK8562	2022/1/31	2023/1/31
FK7441	2022/1/31	2023/1/31

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FK6302	2022/1/31	2023/1/31
FL1839	2022/1/31	2023/1/31
FJ5929	2022/1/31	2023/1/31
FK0595	2022/2/28	2023/2/28
FL7646	2022/2/28	2023/2/28
FM3289	2022/2/28	2023/2/28

【有効期間9か月のロット一覧】

(令和5年4月24日時点)

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FM3092	2022/6/30	2023/3/31
FL1116	2022/6/30	2023/3/31
FN2727	2022/7/31	2023/4/30
FN2716	2022/7/31	2023/4/30
FN2723	2022/7/31	2023/4/30
FP8795	2022/7/31	2023/4/30
FN2897	2022/7/31	2023/4/30
FM9281	2022/7/31	2023/4/30
FM7534	2022/7/31	2023/4/30
FM9088	2022/7/31	2023/4/30
FP9647	2022/7/31	2023/4/30
FP9654	2022/7/31	2023/4/30
FR4768	2022/8/31	2023/5/31
FN9605	2022/8/31	2023/5/31
FN9607	2022/8/31	2023/5/31
FT8584	2022/8/31	2023/5/31
FT7280	2022/8/31	2023/5/31
FR1790	2022/8/31	2023/5/31
FP8544	2022/8/31	2023/5/31
FT9319	2022/9/30	2023/6/30
FW0547	2022/9/30	2023/6/30
FN2726	2022/9/30	2023/6/30

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

(二次元コード)

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html



ファイザー社ワクチン（5～11歳用、1価：起源株）の有効期限について

（令和5年4月24日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添2）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（5～11歳用、1価：起源株）については、令和4年（2022年）12月15日に有効期間が12か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が6か月または9か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。なお、ロット番号：「FN5988」、「FP0362」、「FR4267」及び「FW5101」となっているワクチンについては、事務連絡等で改めて連絡するまでは、有効期限を迎えても-90℃から-60℃の温度帯で未使用のまま適切に保管し、有効期間が延長された場合には、それを再び活用できるようお願いいたします。

【有効期間6か月のロット一覧】

（令和5年4月24日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間6か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FN5988	2022/4/30	2023/4/30
FP0362	2022/5/31	2023/5/31

【有効期間9か月のロット一覧】

（令和5年4月24日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
FR4267	2022/8/31	2023/5/31
FW5101	2022/9/30	2023/6/30

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

（二次元コード）

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html



ファイザー社ワクチン（5～11歳用、2価：起源株/オミクロン株）の有効期限について

（令和5年4月24日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添3）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（5～11歳用、2価：起源株/オミクロン株）については、令和4年（2022年）12月15日に有効期間が12か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が12か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間12か月のロット一覧】

（令和5年4月24日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間12か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
GL6799	2023/8/31	2024/2/29

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

（二次元コード）



ファイザー社ワクチン（12歳以上用、2価：起源株/オミクロン株）の有効期限について

（令和5年4月24日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添4）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（12歳以上用、2価：起源株/オミクロン株）については、-90℃～-60℃で保存する場合の有効期間が、令和4年（2022年）12月15日に12か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が12か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間12か月のロット一覧】

（令和5年4月24日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間12か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
GD9568	2023/4/30	2023/10/31
GD9135	2023/4/30	2023/10/31
GD9136	2023/4/30	2023/10/31
GE6396	2023/4/30	2023/10/31
GD9571	2023/4/30	2023/10/31
GD9574	2023/4/30	2023/10/31
GD9572	2023/4/30	2023/10/31
GE0905	2023/5/31	2023/11/30
GJ1857	2023/7/31	2024/1/31
GJ1842	2023/7/31	2024/1/31
GJ1852	2023/7/31	2024/1/31
GJ2674	2023/7/31	2024/1/31
GJ1836	2023/7/31	2024/1/31
GJ2675	2023/7/31	2024/1/31
GJ7139	2023/7/31	2024/1/31
GJ5751	2023/7/31	2024/1/31
GL1585	2023/7/31	2024/1/31
GK7844	2023/7/31	2024/1/31
GJ7140	2023/8/31	2024/2/29
GJ7141	2023/8/31	2024/2/29
GM5924	2023/8/31	2024/2/29
GJ7142	2023/8/31	2024/2/29
GL8592	2023/8/31	2024/2/29
GM0478	2023/8/31	2024/2/29
GJ9258	2023/8/31	2024/2/29
GJ9259	2023/8/31	2024/2/29
GK3913	2023/8/31	2024/2/29

GK3912	2023/8/31	2024/2/29
GL0234	2023/8/31	2024/2/29
GK1328	2023/8/31	2024/2/29
GK1329	2023/8/31	2024/2/29
GK3914	2023/9/30	2024/3/31
GL0236	2023/9/30	2024/3/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

(二次元コード)

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html



ファイザー社ワクチン（6か月～4歳用、1価：起源株）の有効期限について

（令和5年4月24日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡 別添5）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

ファイザー社ワクチン（6か月～4歳用、1価：起源株）については、令和4年（2022年）12月15日に12か月から18か月へと延長されました。

他方、下記に掲げるロットNoのバイアルは、有効期間が12か月であるという前提で有効期限が印字されています。

これらのワクチンについては、ワクチンの有効活用の観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

【有効期間12か月のロット一覧】

（令和5年4月24日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間12か月を前提)	接種に活用して 差しつかえない期限 (有効期間18か月を前提)
GE0695	2023/4/30	2023/10/31
GG3683	2023/6/30	2023/12/31
GP9809	2023/9/30	2024/3/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

（二次元コード）

